

3. 国選弁護等関連業務



3-1 平成26年度における業務の概況

裁量による国選付添人制度の対象範囲の拡大

国選付添人制度は、平成12年の少年法改正により新設されたものである。当初は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」について、裁判所が検察官関与決定をした場合を対象としていたが、その後、平成19年改正により、同様の罪に係る事件類型について少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされ、かつ、少年に弁護士である付添人がいないときにも、裁判所の裁量により弁護士である国選付添人を付することができることとなった（裁量による国選付添人制度の導入）。さらに、この制度は、平成26年改正により、その対象範囲が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大されるに至った。

法テラスでは、平成19年11月より国選付添関連業務の1つとして、国選付添人候補者の裁判所への指名通知業務を行っているところ、その前提となる裁判所から法テラスに対する国選付添人候補者指名通知請求の受理件数については、近年、年間450件前後で推移していたものが、裁量による国選付添人制度の対象範囲拡大に伴って、平成26年度は2,955件と約6.5倍に増加した。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という）が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成26年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については85.2%（注1）、被告人事件については、地裁事件で84.8%、簡裁事件で94.5%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

（注1）平成26年検察統計年報及び平成26年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、被疑者の国選弁護人に選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

（注2）平成26年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人に選任された者の数の割合。

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への指名打診

裁判所等への指名通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

報酬基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合

<被疑者>

<被疑者>				③／②
	勾留状発付数	うち必要の弁護事件数 (推計値)		
		うち選任数		
		①	②	
平成26年	106,806	81,448	69,391	85.2%

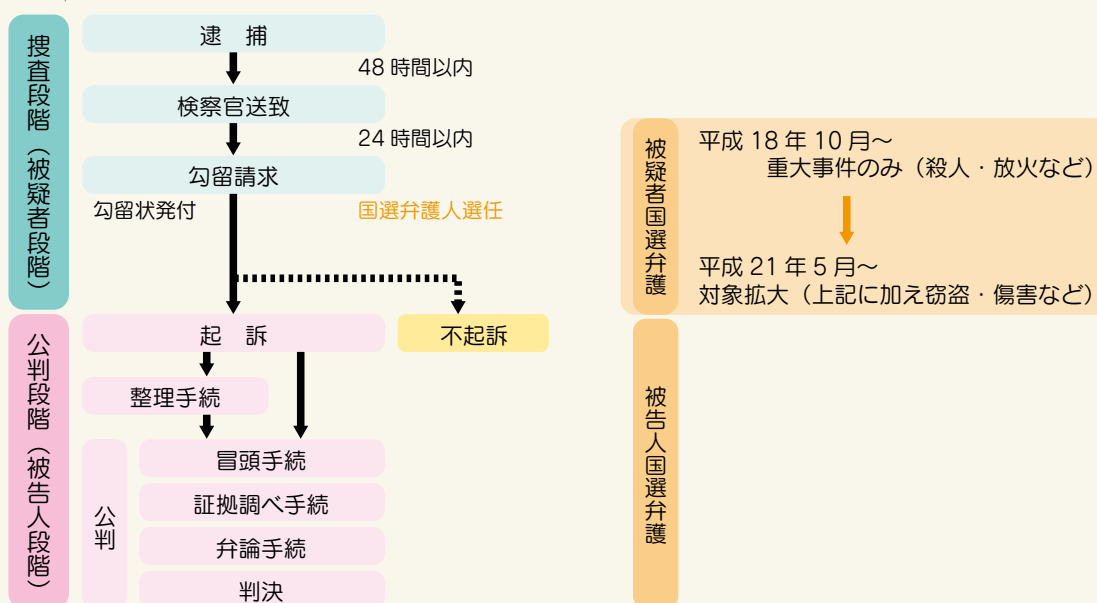
(注) ①と②は平成26年検察年報、③は平成26年司法統計年報を基に作成。①と②は自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件が除かれている。

<被告人>

<被告人>		終局総人員			③／②
		うち弁護人のついた被告人			
			うち国選		
			①	②	
平成26年	地裁	52,502	52,265	44,301	84.8%
	簡裁	7,165	7,088	6,696	94.5%

(注) ①～③はいずれも平成26年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

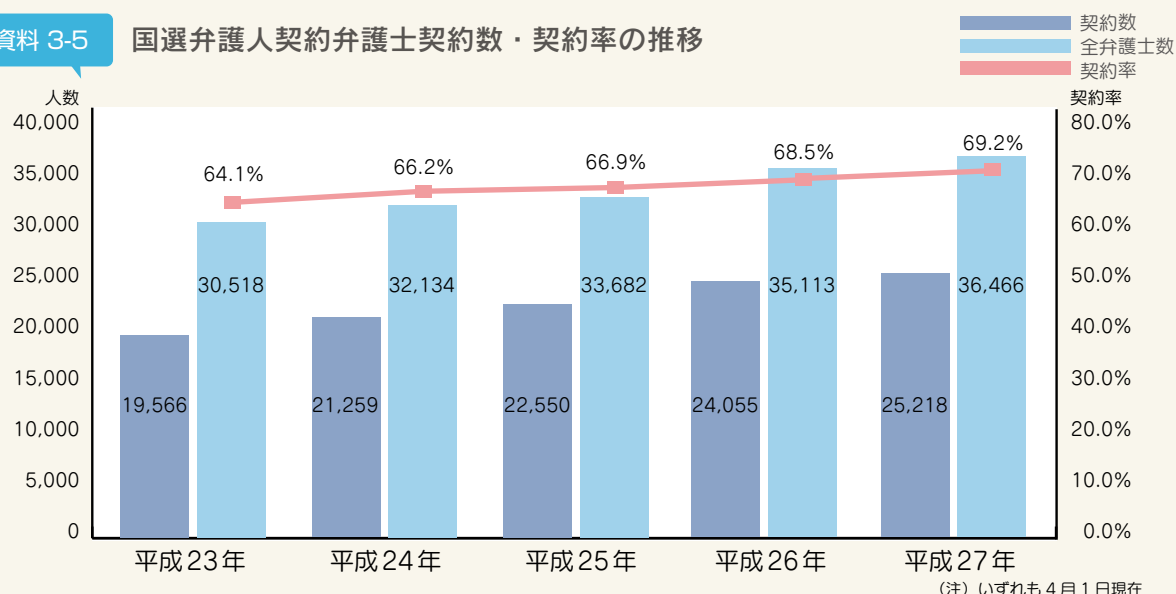
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成26年3月25日法務大臣認可版が平成27年4月1日現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成27年4月1日時点で25,218名となっており、これは全国の弁護士数の約69%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



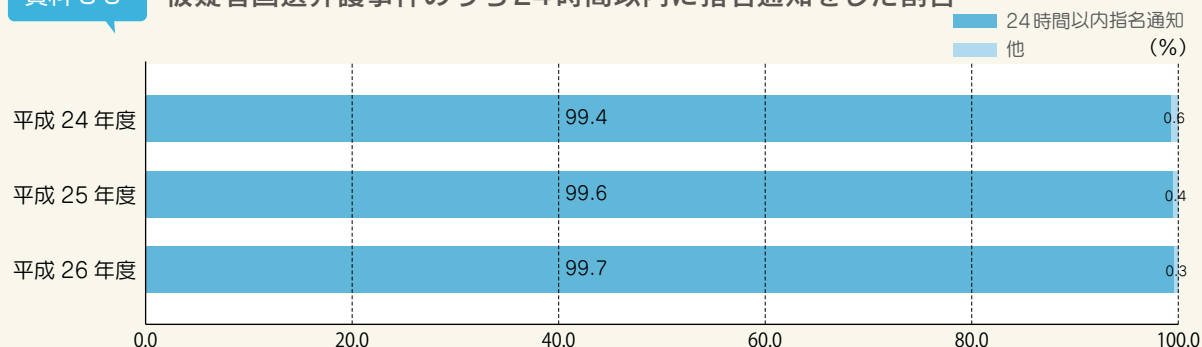
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、地方事務所においては、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成24年度が99.4%、平成25年度が99.6%、平成26年度が99.7%であり、高い割合を維持している。

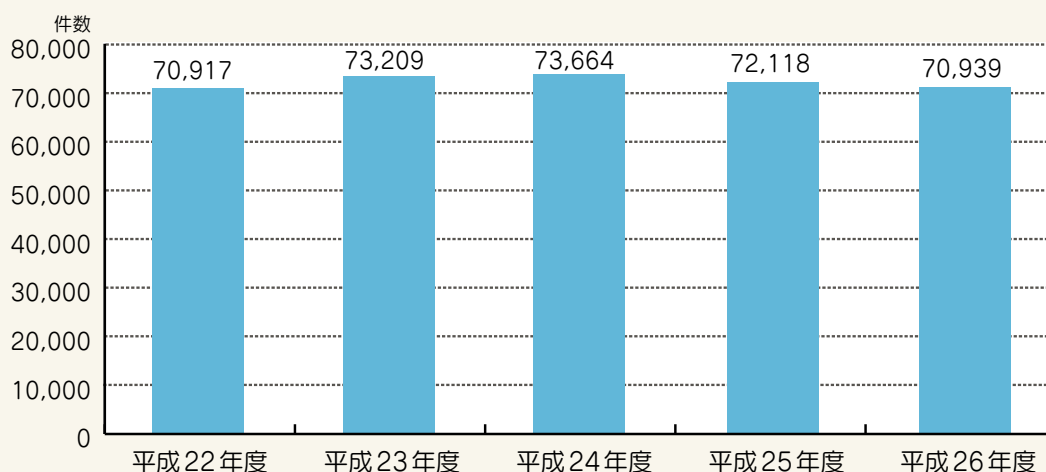
資料 3-6 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名通知をした割合



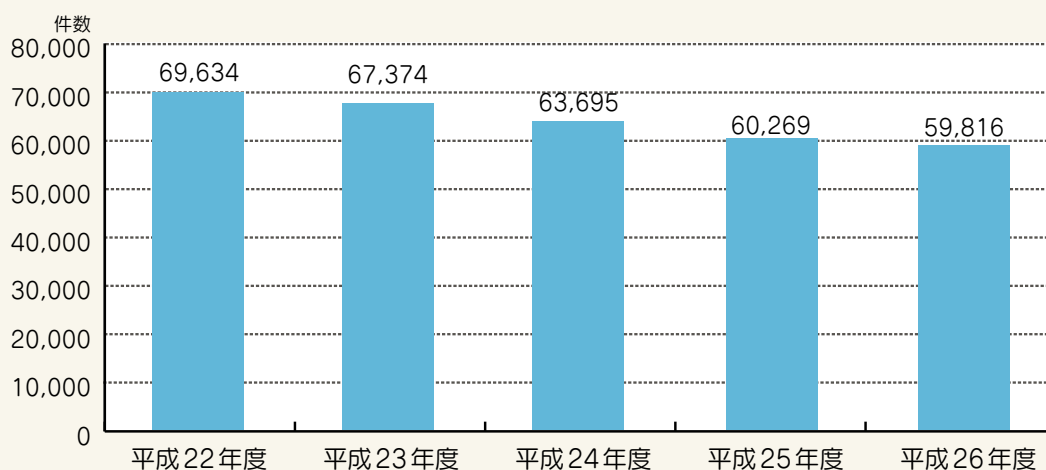
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認したうえで、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成26年4月から平成27年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は70,939件、被告人国選弁護は59,816件（合計130,755件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約5,912件、被告人国選弁護は約4,985件（合計約10,897件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約98件、被告人は約37件減少した。これは、勾留状が発付された被疑者数、起訴された被告人数のいずれもが前年度より減少したためと考えられる。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



資料 3-8 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本としたうえで（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-9 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-10 被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-11 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士複数（2名以上）	弁護士単独（1名）
公判前整理手続1～4回	（裁判官1裁判員4）170,000円 （裁判官3裁判員6）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 （かつ公判3日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 （かつ公判3日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判4日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-12 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
例：地裁単独	～ 45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる報酬基準は、改訂を経るごとに複雑化しており、その適用に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した報酬基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的にを行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みをとることとした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額及び内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、

法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成26年4月から平成27年3月までの不服申立件数は、合計463件であり、1か月あたり約39件であって、前年度における1か月あたりの平均件数約27件に比べて大幅に増加した。また、報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して5年目に入ったが、平成26年度は、82件（約17.7%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

(6) 国選報酬基準の改正

報酬決定に対して、国選弁護人契約弁護士から多数の不服申立てがあるので、法テラスでは、それらを受けとめ、必要に応じて国選弁護報酬基準の改正のための手続をとってきた。しかし、国選弁護報酬基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経たうえで、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとで、関係各方面への理解を得ることが必要となる。そこで、法テラスが提案したものの諸般の事情で改正に結びつかなかったものも多いが、次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護報酬基準の改正に結実したもののうちのおもなものである。

- ① 平成19年4月1日の改正では、示談について、これまで全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、これまで200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③ 平成20年9月1日の改正では、これまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

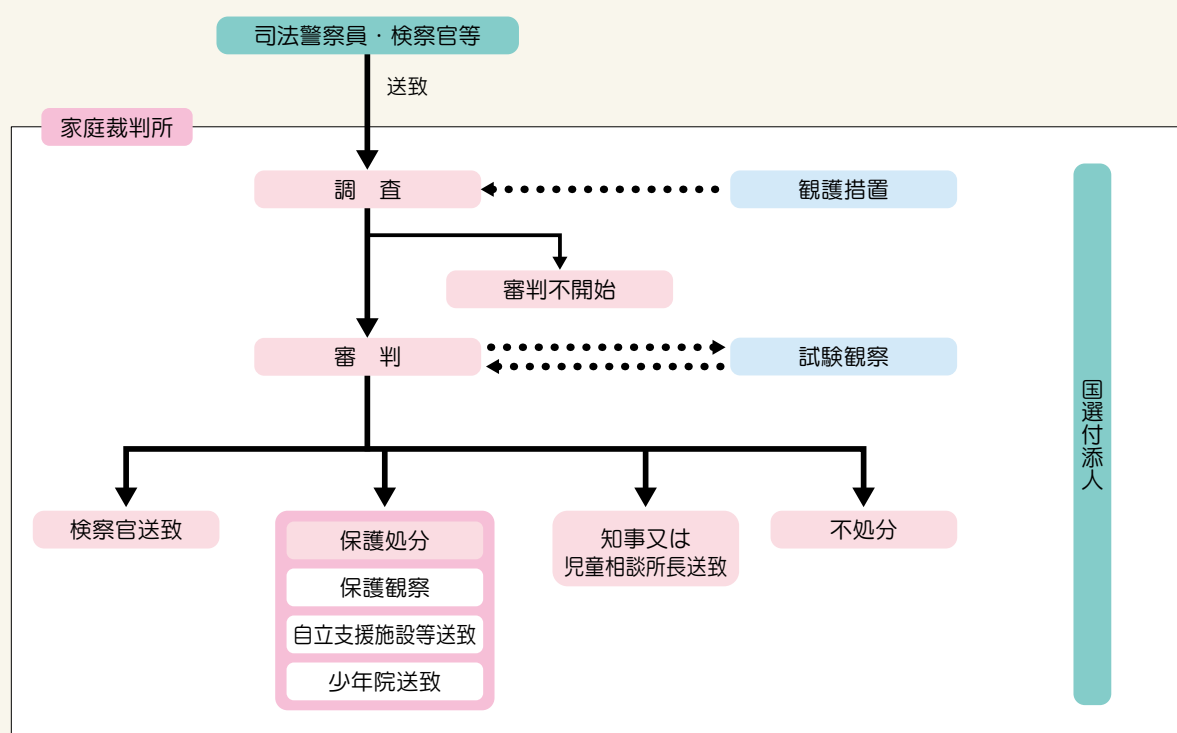
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

平成19年11月の業務開始時においては、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法（明治40年法律第45号）第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象と

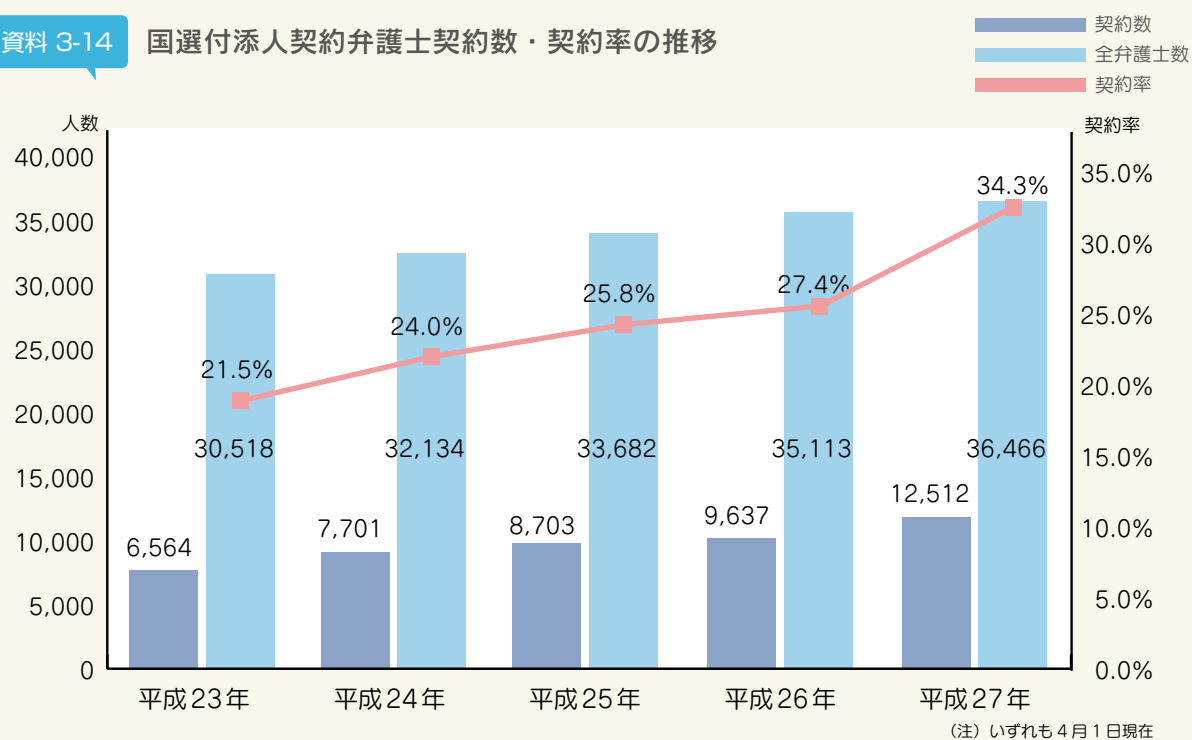
資料 3-13 少年事件の流れと国選付添制度



なる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

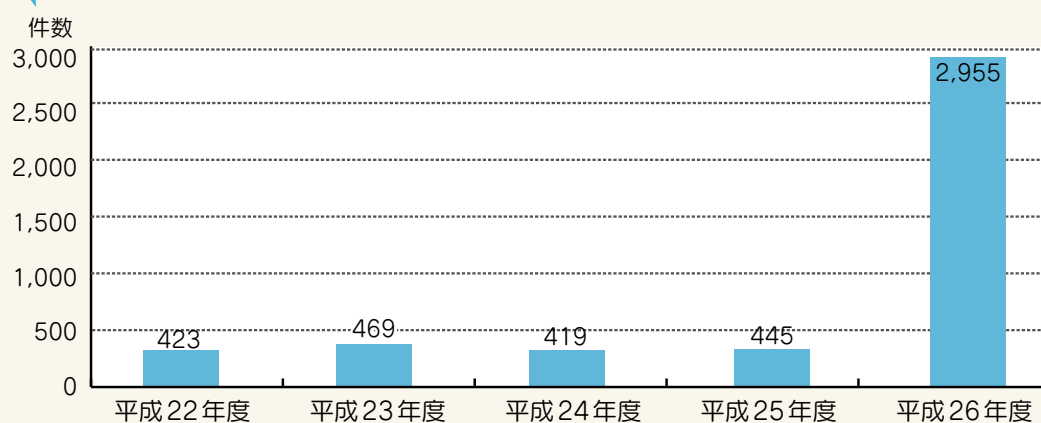
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成27年4月1日時点で12,512名となった。

資料 3-14 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



国選付添人の受理件数は、近年、年間450件前後で推移していたが、裁量による国選付添人制度の対象範囲拡大に伴い、平成26年4月から平成27年3月までの受理件数は合計2,955件と、近年の約6.5倍に増加した。国選付添人の選任率は、終局総人員中4.5%、観護措置人員中20.7%、付添人選任数中21.8%である。

資料 3-15 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-16 平成 26 年度一般保護事件のうち国選付添人が付いた割合

	総局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④/①	観護措置人員 中の選任率 ④/②	付添人選任数 中の選任率 ④/③
			③	うち国選 付添人あり ④			
平成26年	37,690	8,155	7,768	1,690	4.5%	20.7%	21.8%

(注) 平成26年司法統計年報をもとに作成。国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成19年11月からは、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選付添人に支払う報酬・費用は、国選付添人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「報酬基準」という)に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本としたうえで(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

家庭裁判所において選任された国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、いずれも重大又は深刻な事件であることから、罪の軽重による分類ではなく、手続の類型(単独事件(検察官不関与)、合議事件(検察官不関与)、検察官関与事件)に応じて報酬を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設計している。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につかない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、家庭裁判所において選任された国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-17 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-18 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	7,791	14,517	53.7%	8,452	15,090	56.0%	8,888	15,717	56.6%	9,524	16,276	58.5%	10,072	16,918	59.5%
神奈川	897	1,216	73.8%	991	1,294	76.6%	1,063	1,357	78.3%	1,144	1,424	80.3%	1,220	1,493	81.7%
埼玉	456	577	79.0%	511	639	80.0%	530	674	78.6%	590	725	81.4%	632	757	83.5%
千葉	432	539	80.1%	471	581	81.1%	535	644	83.1%	570	673	84.7%	618	723	85.5%
茨城	155	187	82.9%	181	209	86.6%	196	222	88.3%	220	249	88.4%	238	261	91.2%
栃木	128	156	82.1%	139	175	79.4%	149	189	78.8%	158	196	80.6%	169	209	80.9%
群馬	179	216	82.9%	199	237	84.0%	216	254	85.0%	229	264	86.7%	241	273	88.3%
静岡	288	350	82.3%	324	381	85.0%	348	401	86.8%	367	421	87.2%	381	435	87.6%
山梨	84	93	90.3%	91	103	88.3%	99	107	92.5%	108	117	92.3%	109	118	92.4%
長野	161	184	87.5%	175	200	87.5%	191	212	90.1%	206	230	89.6%	214	236	90.7%
新潟	184	217	84.8%	201	233	86.3%	217	242	89.7%	226	251	90.0%	237	262	90.5%
大阪	2,075	3,721	55.8%	2,191	3,857	56.8%	2,285	4,001	57.1%	2,450	4,136	59.2%	2,448	4,226	57.9%
京都	414	534	77.5%	462	589	78.4%	495	633	78.2%	523	667	78.4%	552	697	79.2%
兵庫	485	675	71.9%	536	715	75.0%	577	763	75.6%	622	814	76.4%	622	847	73.4%
奈良	116	136	85.3%	120	141	85.1%	136	153	88.9%	143	158	90.5%	152	167	91.0%
滋賀	87	111	78.4%	103	124	83.1%	108	135	80.0%	108	140	77.1%	113	141	80.1%
和歌山	104	122	85.2%	108	124	87.1%	116	130	89.2%	122	141	86.5%	126	141	89.4%
愛知	1,091	1,444	75.6%	1,198	1,545	77.5%	1,257	1,617	77.7%	1,358	1,701	79.8%	1,458	1,783	81.8%
三重	124	137	90.5%	139	151	92.1%	147	159	92.5%	161	172	93.6%	165	180	91.7%
岐阜	122	144	84.7%	133	156	85.3%	137	165	83.0%	155	180	86.1%	157	186	84.4%
福井	77	88	87.5%	79	91	86.8%	83	95	87.4%	86	99	86.9%	89	102	87.3%
石川	115	125	92.0%	131	141	92.9%	143	153	93.5%	157	167	94.0%	160	166	96.4%
富山	75	86	87.2%	82	97	84.5%	89	100	89.0%	94	102	92.2%	91	110	82.7%
広島	318	450	70.7%	352	478	73.6%	376	503	74.8%	405	528	76.7%	424	545	77.8%
山口	115	132	87.1%	120	133	90.2%	128	146	87.7%	130	150	86.7%	139	157	88.5%
岡山	230	300	76.7%	245	313	78.3%	276	338	81.7%	290	354	81.9%	296	368	80.4%
鳥取	54	56	96.4%	59	60	98.3%	65	64	101.6%	66	68	97.1%	64	67	95.5%
島根	54	59	91.5%	60	64	93.8%	61	67	91.0%	66	69	95.7%	68	76	89.5%
福岡	701	928	75.5%	735	985	74.6%	804	1,041	77.2%	808	1,091	74.1%	893	1,148	77.8%
佐賀	74	82	90.2%	78	86	90.7%	82	93	88.2%	85	95	89.5%	87	98	88.8%
長崎	121	137	88.3%	129	147	87.8%	136	154	88.3%	143	157	91.1%	145	158	91.8%
大分	111	125	88.8%	118	131	90.1%	117	133	88.0%	122	140	87.1%	132	151	87.4%
熊本	165	205	80.5%	183	220	83.2%	188	231	81.4%	204	247	82.6%	213	256	83.2%
鹿児島	139	144	96.5%	155	167	92.8%	171	175	97.7%	179	183	97.8%	181	189	95.8%
宮崎	88	98	89.8%	102	111	91.9%	112	119	94.1%	116	123	94.3%	118	130	90.8%
沖縄	143	227	63.0%	151	234	64.5%	159	243	65.4%	168	248	67.7%	174	249	69.9%
宮城	287	360	79.7%	308	376	81.9%	330	396	83.3%	340	409	83.1%	360	432	83.3%
福島	139	153	90.8%	149	153	97.4%	160	167	95.8%	168	176	95.5%	178	183	97.3%
山形	69	79	87.3%	73	83	88.0%	81	88	92.0%	83	90	92.2%	87	94	92.6%
岩手	71	80	88.8%	84	95	88.4%	85	91	93.4%	92	99	92.9%	96	103	93.2%
秋田	55	68	80.9%	59	70	84.3%	62	73	84.9%	66	78	84.6%	66	77	85.7%
青森	79	88	89.8%	86	97	88.7%	94	107	87.9%	100	118	84.7%	105	119	88.2%
札幌	438	591	74.1%	472	632	74.7%	494	661	74.7%	524	700	74.9%	535	730	73.3%
函館	33	39	84.6%	39	44	88.6%	43	48	89.6%	45	48	93.8%	48	50	96.0%
旭川	43	54	79.6%	56	63	88.9%	62	70	88.6%	62	69	89.9%	64	69	92.8%
釧路	52	60	86.7%	57	64	89.1%	63	70	90.0%	64	70	91.4%	66	72	91.7%
香川	97	133	72.9%	101	139	72.7%	118	150	78.7%	123	163	75.5%	130	170	76.5%
徳島	70	75	93.3%	80	83	96.4%	81	90	90.0%	83	91	91.2%	82	92	89.1%
高知	65	79	82.3%	71	87	81.6%	74	87	85.1%	75	87	86.2%	79	90	87.8%
愛媛	115	141	81.6%	120	146	82.2%	123	154	79.9%	127	159	79.9%	124	162	76.5%
合計	19,566	30,518	64.1%	21,259	32,134	66.2%	22,550	33,682	66.9%	24,055	35,113	68.5%	25,218	36,466	69.2%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	7,061	8,737	7,419	8,637	7,232	8,025	7,248	7,610	7,267	8,222
多摩	1,773	1,403	2,047	1,401	1,975	1,217	1,871	1,216	1,929	1,228
神奈川	2,840	2,227	3,349	2,136	3,125	2,054	3,023	1,905	2,710	1,757
川崎	599	527	634	457	604	366	566	355	569	430
小田原	524	437	578	445	649	375	541	362	512	388
埼玉	3,294	2,130	3,462	1,902	3,603	2,007	3,611	2,087	3,348	1,924
川越	640	426	696	508	648	384	666	451	630	437
千葉	3,304	2,519	3,478	2,486	3,315	2,323	3,044	2,135	3,187	2,389
松戸	721	492	664	477	676	545	677	488	670	550
茨城	1,274	1,665	1,364	1,512	1,385	1,337	1,439	1,392	1,530	1,478
栃木	1,539	1,452	1,472	1,244	1,313	1,766	1,364	1,169	1,291	1,016
群馬	1,171	1,075	1,281	1,096	1,393	1,040	1,263	801	1,607	950
静岡	681	548	764	575	700	498	682	434	707	426
沼津	799	620	765	623	809	586	789	548	702	561
浜松	788	640	786	619	739	537	733	591	660	518
山梨	373	398	347	435	441	436	375	365	345	392
長野	669	817	734	935	817	917	864	876	802	776
新潟	944	968	919	852	832	675	948	746	988	763
大阪	6,157	7,574	6,460	7,466	6,759	7,460	6,094	6,341	5,946	5,895
京都	1,813	1,678	1,764	1,504	1,810	1,273	1,830	1,277	1,775	1,371
兵庫	1,360	1,500	1,497	1,322	1,703	1,182	1,745	1,278	1,599	1,168
阪神	664	708	700	737	706	628	671	550	716	508
姫路	596	751	691	652	805	802	863	746	990	733
奈良	743	678	765	719	855	700	835	600	836	565
滋賀	972	777	890	709	925	683	903	707	872	620
和歌山	622	853	618	741	622	599	617	600	621	532
愛知	2,995	2,814	3,155	2,881	3,170	2,719	3,269	2,721	3,277	2,800
三河	965	895	1,067	905	1,063	904	1,179	803	1,208	905
三重	785	781	839	808	943	795	854	806	964	740
岐阜	757	699	806	743	770	577	815	643	839	670
福井	318	271	345	309	374	297	411	340	407	330
石川	492	561	432	557	516	498	498	427	473	486
富山	263	284	290	293	297	312	320	224	229	162
広島	1,586	1,446	1,657	1,518	1,839	1,379	1,838	1,380	1,598	1,315
山口	796	726	797	610	732	601	732	549	632	500
岡山	1,045	1,045	1,280	1,115	1,327	1,034	1,308	1,097	1,110	972
鳥取	253	315	255	310	301	288	298	315	323	219
島根	291	314	332	335	298	290	329	266	293	296
福岡	2,686	2,960	2,743	2,644	2,624	2,369	2,493	2,339	2,482	2,264
北九州	1,020	839	997	816	1,017	783	1,011	834	885	916
佐賀	563	557	583	482	567	456	480	351	491	388
長崎	563	561	483	502	545	556	500	453	491	403
大分	501	550	468	559	463	462	489	432	464	468
熊本	1,037	872	957	865	1,027	952	888	754	912	629
鹿児島	606	689	654	596	622	584	554	561	699	557
宮崎	706	567	751	566	658	538	621	489	615	462
沖縄	1,061	976	1,157	992	1,100	805	1,188	873	1,077	847
宮城	1,373	1,088	1,108	940	1,198	950	1,234	928	1,263	939
福島	1,008	898	900	851	947	746	963	725	1,033	752
山形	411	440	487	411	453	405	397	348	412	327
岩手	533	487	428	404	501	405	475	358	468	386
秋田	406	434	378	427	400	327	326	291	306	284
青森	503	569	516	601	484	436	417	379	354	300
札幌	2,070	1,714	1,877	1,576	1,749	1,512	1,768	1,605	1,660	1,478
函館	294	217	303	214	314	252	277	196	283	206
旭川	339	311	337	247	314	228	265	237	304	298
釧路	464	450	426	397	449	392	401	339	409	368
香川	642	975	614	918	702	897	662	991	684	971
徳島	391	362	367	388	332	320	322	335	324	324
高知	558	643	551	641	383	400	482	457	399	453
愛媛	715	724	725	763	744	811	792	793	762	804
合計	70,917	69,634	73,209	67,374	73,664	63,695	72,118	60,269	70,939	59,816

付表 3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	791	14,517	5.4%	1,023	15,090	6.8%	1,180	15,717	7.5%	1,334	16,276	8.2%	2,330	16,918	13.8%
神奈川	344	1,216	28.3%	441	1,294	34.1%	522	1,357	38.5%	593	1,424	41.6%	829	1,493	55.5%
埼玉	189	577	32.8%	211	639	33.0%	229	674	34.0%	265	725	36.6%	381	757	50.3%
千葉	214	539	39.7%	247	581	42.5%	297	644	46.1%	331	673	49.2%	433	723	59.9%
茨城	110	187	58.8%	131	209	62.7%	143	222	64.4%	165	249	66.3%	183	261	70.1%
栃木	64	156	41.0%	79	175	45.1%	90	189	47.6%	100	196	51.0%	122	209	58.4%
群馬	107	216	49.5%	128	237	54.0%	141	254	55.5%	150	264	56.8%	181	273	66.3%
静岡	219	350	62.6%	254	381	66.7%	278	401	69.3%	297	421	70.5%	303	435	69.7%
山梨	50	93	53.8%	62	103	60.2%	71	107	66.4%	81	117	69.2%	83	118	70.3%
長野	92	184	50.0%	110	200	55.0%	125	212	59.0%	141	230	61.3%	165	236	69.9%
新潟	94	217	43.3%	109	233	46.8%	123	242	50.8%	130	251	51.8%	157	262	59.9%
大阪	752	3,721	20.2%	853	3,857	22.1%	987	4,001	24.7%	1,142	4,136	27.6%	1,202	4,226	28.4%
京都	222	534	41.6%	260	589	44.1%	290	633	45.8%	318	667	47.7%	338	697	48.5%
兵庫	162	675	24.0%	194	715	27.1%	231	763	30.3%	258	814	31.7%	399	847	47.1%
奈良	86	136	63.2%	89	141	63.1%	100	153	65.4%	105	158	66.5%	118	167	70.7%
滋賀	82	111	73.9%	99	124	79.8%	102	135	75.6%	102	140	72.9%	111	141	78.7%
和歌山	59	122	48.4%	59	124	47.6%	59	130	45.4%	74	141	52.5%	87	141	61.7%
愛知	195	1,444	13.5%	218	1,545	14.1%	241	1,617	14.9%	262	1,701	15.4%	689	1,783	38.6%
三重	69	137	50.4%	81	151	53.6%	88	159	55.3%	100	172	58.1%	102	180	56.7%
岐阜	82	144	56.9%	90	156	57.7%	94	165	57.0%	110	180	61.1%	115	186	61.8%
福井	65	88	73.9%	68	91	74.7%	72	95	75.8%	77	99	77.8%	83	102	81.4%
石川	65	125	52.0%	82	141	58.2%	94	153	61.4%	106	167	63.5%	112	166	67.5%
富山	47	86	54.7%	47	97	48.5%	47	100	47.0%	55	102	53.9%	63	110	57.3%
広島	62	450	13.8%	86	478	18.0%	117	503	23.3%	162	528	30.7%	286	545	52.5%
山口	69	132	52.3%	75	133	56.4%	84	146	57.5%	90	150	60.0%	118	157	75.2%
岡山	141	300	47.0%	160	313	51.1%	192	338	56.8%	207	354	58.5%	241	368	65.5%
鳥取	48	56	85.7%	49	60	81.7%	55	64	85.9%	57	68	83.8%	57	67	85.1%
島根	44	59	74.6%	49	64	76.6%	50	67	74.6%	54	69	78.3%	56	76	73.7%
福岡	389	928	41.9%	470	985	47.7%	526	1,041	50.5%	544	1,091	49.9%	663	1,148	57.8%
佐賀	65	82	79.3%	71	86	82.6%	75	93	80.6%	81	95	85.3%	83	98	84.7%
長崎	103	137	75.2%	111	147	75.5%	116	154	75.3%	120	157	76.4%	129	158	81.6%
大分	62	125	49.6%	69	131	52.7%	72	133	54.1%	75	140	53.6%	89	151	58.9%
熊本	94	205	45.9%	104	220	47.3%	118	231	51.1%	123	247	49.8%	170	256	66.4%
鹿児島	89	144	61.8%	107	167	64.1%	127	175	72.6%	136	183	74.3%	134	189	70.9%
宮崎	73	98	74.5%	87	111	78.4%	97	119	81.5%	101	123	82.1%	103	130	79.2%
沖縄	82	227	36.1%	85	234	36.3%	98	243	40.3%	105	248	42.3%	113	249	45.4%
宮城	160	360	44.4%	185	376	49.2%	204	396	51.5%	215	409	52.6%	274	432	63.4%
福島	87	153	56.9%	96	153	62.7%	112	167	67.1%	123	176	69.9%	149	183	81.4%
山形	56	79	70.9%	60	83	72.3%	69	88	78.4%	72	90	80.0%	76	94	80.9%
岩手	52	80	65.0%	65	95	68.4%	68	91	74.7%	75	99	75.8%	79	103	76.7%
秋田	35	68	51.5%	39	70	55.7%	42	73	57.5%	47	78	60.3%	55	77	71.4%
青森	53	88	60.2%	60	97	61.9%	68	107	63.6%	77	118	65.3%	88	119	73.9%
札幌	322	591	54.5%	369	632	58.4%	405	661	61.3%	438	700	62.6%	467	730	64.0%
函館	29	39	74.4%	35	44	79.5%	40	48	83.3%	42	48	87.5%	45	50	90.0%
旭川	29	54	53.7%	42	63	66.7%	51	70	72.9%	52	69	75.4%	59	69	85.5%
釧路	38	60	63.3%	45	64	70.3%	52	70	74.3%	52	70	74.3%	56	72	77.8%
香川	54	133	40.6%	58	139	41.7%	69	150	46.0%	79	163	48.5%	104	170	61.2%
徳島	65	75	86.7%	75	83	90.4%	76	90	84.4%	78	91	85.7%	78	92	84.8%
高知	41	79	51.9%	47	87	54.0%	51	87	58.6%	62	87	71.3%	63	90	70.0%
愛媛	62	141	44.0%	67	146	45.9%	65	154	42.2%	74	159	46.5%	91	162	56.2%
合計	6,564	30,518	21.5%	7,701	32,134	24.0%	8,703	33,682	25.8%	9,637	35,113	27.4%	12,512	36,466	34.3%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方 事務所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東 京	29	35	30	26	190
多 摩	11	38	24	12	112
神奈川	43	48	36	34	124
川 崎	3	1	0	6	38
小田原	2	4	6	19	35
埼 玉	17	21	30	27	164
川 越	4	2	9	1	20
千 葉	35	70	33	31	115
松 戸	10	4	7	16	24
茨 城	8	5	12	6	69
栃 木	10	6	18	3	40
群 馬	25	4	3	1	68
静 岡	2	6	3	1	12
沼 津	4	6	2	6	31
浜 松	3	5	5	2	22
山 梨	1	3	0	6	14
長 野	3	3	0	3	29
新 潟	2	2	3	8	46
大 阪	45	33	48	35	307
京 都	3	6	3	6	75
兵 庫	12	5	7	4	84
阪 神	1	1	1	0	24
姫 路	1	4	4	0	35
奈 良	0	0	1	4	42
滋 賀	2	3	2	0	18
和歌山	1	1	0	2	20
愛 知	30	28	31	23	140
三 河	4	10	4	11	49
三 重	1	0	4	2	53
岐 阜	5	4	6	9	31
福 井	4	6	1	4	12
石 川	1	1	1	3	5
富 山	2	1	2	1	11
広 島	7	2	4	33	90
山 口	2	3	3	3	21
岡 山	8	3	13	10	47
鳥 取	0	1	1	0	11
島 根	2	1	0	3	4
福 岡	14	27	7	26	147
北九州	4	0	6	14	66
佐 賀	2	6	0	8	33
長 崎	4	0	1	1	29
大 分	0	0	14	2	6
熊 本	3	3	2	1	24
鹿児島	9	25	2	2	21
宮 崎	9	3	0	1	23
沖 縄	3	2	0	1	75
宮 城	6	6	1	1	17
福 島	0	1	0	5	31
山 形	0	5	3	0	3
岩 手	3	1	3	0	11
秋 田	2	0	0	2	15
青 森	2	1	0	0	13
札 幌	18	6	0	8	48
函 館	0	2	1	1	19
旭 川	1	1	0	0	1
釧 路	0	0	0	0	10
香 川	0	4	9	1	39
徳 島	0	0	12	2	21
高 知	0	0	1	3	19
愛 媛	0	0	0	5	52
合 計	423	469	419	445	2,955